第　５　号

令和８年度熊本県下水道事業会計補正予算（第２号）

（総　則）

第１条　令和８年度熊本県下水道事業会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第２条　令和８年度熊本県下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
	支　　出		
第１款　下水道事業費用	3,459,661千円	10,000千円	3,469,661千円
第１項　営 業 費 用	3,360,403千円	10,000千円	3,370,403千円

（資本的収入及び支出）

第３条　予算第４条本文括弧書中「901,954千円」を「906,621千円」に、「437,575千円」を「442,242千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科　　目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（　計　）
	収　　入		
第１款　資本的収入	2,709,858千円	775,333千円	3,485,191千円
第１項　企　業　債	1,001,580千円	117,000千円	1,118,580千円
第４項　補　助　金	1,312,083千円	515,000千円	1,827,083千円
第５項　負　担　金	362,345千円	143,333千円	505,678千円
	支　　出		
第１款　資本的支出	3,611,812千円	780,000千円	4,391,812千円
第１項　建設改良費	3,131,946千円	780,000千円	3,911,946千円

（債務負担行為）

第４条　債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

追　加

事　　項	期　　間	限　度　額
		千円
熊本北部流域下水道管理運営業務	令和９年度 ～令和11年度	3,454,809
	年次別内訳 令和９年度 令和10年度 令和11年度	 1,160,800 1,139,513 1,154,496

		千円
球磨川上流流域下水道管理運営業務	令和９年度 ～令和11年度	603,675
	年次別内訳 令和９年度 令和10年度 令和11年度	 193,332 208,582 201,761
八代北部流域下水道管理運営業務	令和９年度 ～令和11年度	767,592
	年次別内訳 令和９年度 令和10年度 令和11年度	 267,379 250,346 249,867

（企業債）

第５条　予算第６条に定めた起債の限度額「26,000千円」を「143,000千円」に改める。

令和８年１１月２７日提出

熊本県知事　木　村　敬